

2019年3月28日 全5頁

暗号資産（仮想通貨）、ICO、銀行等業務範囲 資金決済法等改正法案の概要

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- これは金融審議会金融制度スタディ・グループなどにおける議論を踏まえ、①暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制の見直し、②暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引、ICOに対する規制の整備、③銀行等の業務範囲の見直し、④店頭デリバティブ取引の一括清算における証拠金の清算などに関する改正を行うものである。
- 公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日からの施行が予定されている。

はじめに

2019年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、資金決済法等改正法案）が第198回国会（通常国会）に提出された¹。

これは、金融審議会金融制度スタディ・グループなどにおける議論を踏まえて、資金決済に関する法律（資金決済法）、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、銀行法、保険業法などの法律を改正するものである。主な改正事項を掲げると次の通りである。

- ①暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制の見直し
- ②暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引、ICO（Initial Coin Offering）に対する規制の整備
- ③銀行等の業務範囲の見直し
- ④店頭デリバティブ取引の一括清算における証拠金の清算

¹ 国会法案や関連資料が、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) に掲載されている。

以下、各項目の概要を紹介する。

1. 暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制の見直し

近年、暗号資産（仮想通貨）を巡って、顧客の暗号資産（仮想通貨）の流失事案の発生や、投機的な取引の増加などを受けて、暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制が強化される。具体的には、資金決済法等改正法案では次のような改正を行うこととしている。

- ①呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更する（資金決済法2条5項など）。
- ②暗号資産管理業務（注1）を営む者に対する規制を導入する（資金決済法2条7項など）。
⇒暗号資産のいわゆるカストディ業者に対して、暗号資産交換業者として登録義務が課され、本人確認、分別管理などの規制の対象となる。
- ③次の a. かつ b. に該当する者の暗号資産交換業者登録を拒否する（同63条の5第1項6号）。
 - a. 自主規制機関に加入しないもの
 - b. 自主規制機関の規則（注2）に準じた社内規則や当該社内規則の遵守体制を整備していないもの
⇒暗号資産交換業者に対して、自主規制機関への加入を促し、自主規制の実効性を確保する。
- ④暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の変更について事前届出（注3）を義務付ける（同63条の6）。
⇒マネーロンダリングに利用されやすいなど問題がある暗号資産をチェックする仕組みを整備する。
- ⑤暗号資産交換業者に対し、広告・勧誘規制等を導入する（同63条の9の2、3）。
 - a. 利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項等の表示義務
 - b. 虚偽表示・誇大広告の禁止
 - c. 投機を助長するような広告・勧誘の禁止
 - d. 利用者の保護に欠け、又は業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為の禁止
- ⑥いわゆる暗号資産信用取引（注4）に対して契約内容についての情報提供義務などを導入する（同63条の10第2項）。
- ⑦暗号資産交換業者による顧客資産の分別管理を強化する（同63条の11、11の2）。
 - a. 顧客資産のうち、金銭は、自己の金銭と分別して、信託する。
 - b. 顧客資産のうち、暗号資産は、自己の暗号資産と分別して、原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法（いわゆるコールドウォレット等を想定）で管理する。
 - c. 上記 b. の例外（注5）として、いわゆるホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、見合いの弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付ける。

- ⑧暗号資産交換業者の倒産時に、顧客からの預かり暗号資産（対象暗号資産（注6））を顧客に優先的に返還するための規定を整備する（同63条の19の2、3）。
- ⑨暗号資産の取引、暗号資産を用いたデリバティブ取引などに関して、「不正行為の禁止」、「風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止」、「相場操縦行為等の禁止」を整備する（金融商品取引法185条の22～24）。
- ⑩暗号資産を取得させる行為が、「金融商品の販売」に該当するものとする（金融商品販売法2条など）。
- ⇒暗号資産交換業者も「金融商品販売業者等」として、金融商品販売法に基づく説明義務・損害賠償責任などの規制の対象となる。

（注1）他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く）。暗号資産の売買等に関して行われるものに限られない。

（注2）暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。

（注3）現行法では、事後届出とされている。

（注4）利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行うこと。

（注5）利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものについて例外が認められる。

（注6）⑦b.により分別管理する顧客の暗号資産及び⑦c.により保持を義務付けられる暗号資産（履行保証暗号資産）をいう。

2. 暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引、ICO（Initial Coin Offering）に対する規制

暗号資産（仮想通貨）を用いた新たな取引が出現していることを受けて、資金決済法等改正法案は、暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引（証拠金取引）、投資型ICOに対して、金融商品取引法に基づく規制を課すこととしている。

- ①金融商品の定義に暗号資産を追加する（金融商品取引法2条24項3号の2）。
- ⇒暗号資産デリバティブ取引（証拠金取引）が金融商品取引法の規制対象になる。
- ②いわゆる投資型ICOトークン（注1）を第一項有価証券に追加する（同2条3項など）。
- ⇒投資型ICOトークンの発行者が、金融商品取引法上の開示規制の対象となる（同3条など）。
- ③投資型ICOトークンの売買、募集の取扱いなどを第一種金融商品取引業として位置づける（同28条1項1号など）。
- ⇒投資型ICOトークンの仲介業者が、金融商品取引法に基づく業規制の対象となる。
- ④集団投資スキーム持分の要件など一定の場合について、暗号資産を「金銭」とみなして金融商品取引法を適用する（同2条の2）。
- ⇒例えば、法定通貨ではなく暗号資産（ビットコイン、イーサリアムなど）を払い込む「ファンド」であっても、他の要件を満たせば、原則、みなし有価証券（集団投資スキーム）に該当し、金融商品取引法の規制対象となる。
- ⑤金融商品取引業者等が、暗号資産関連業務（注2）を行う場合の規制（暗号資産の性質に関する）

る説明義務、誤認防止など)の整備(同43条の6)

⑥暗号資産の取引、暗号資産を用いたデリバティブ取引などに関して、「不正行為の禁止」、「風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止」、「相場操縦行為等の禁止」を整備する(同185条の22~24)(再掲)。

(注1) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの(電子記録移転権利)と定義されている。なお、流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は除かれる。

(注2) 暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為を業として行うこと。

3. 銀行等の業務範囲の見直し

昨今の情報の利活用の進展やいわゆる FinTech ビジネスの拡大を受けて、資金決済法等改正法案は、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者(証券会社)などの業務範囲を拡大することとしている。

①銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者などの付随業務として、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者などが保有する情報を第三者に提供する業務(注1)を追加する(銀行法10条2項、保険業法98条1項、金融商品取引法35条1項など)。

②保険会社の子会社の範囲に、保険業に関連するいわゆる FinTech 子会社(注2)を追加する(保険業法106条1項)。

(注1) その営む本業(銀行業、保険業、金融商品取引業など)の高度化又はその者(銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者など)の利用者の利便の向上に資するものであることが要件となる。

(注2) 厳密には、「情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を行う会社」と定義されている。ちなみに銀行についてはすでに2016年改正において銀行業に関連する FinTech 子会社が認められている。証券会社(第一種金融商品取引業者)については、特段の子会社規制はそもそも設けられていない。

4. 店頭デリバティブ取引の一括清算

資金決済法等改正法案は、金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的な慣行となっている担保権の設定による方式に対応するため、次のような規定を整備することとしている。

○一括清算の対象となる店頭デリバティブ取引を行う金融機関等について更生手続開始の決定がされた場合には、その取引に係る担保権の目的である財産は、更生手続開始の申立てがあった時に、取引の相手方に帰属することとする。その財産の額は一括清算後の債権額から控除する(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律4条)。

⇒店頭デリバティブ取引に伴う担保権の設定による証拠金授受を、一括清算の枠組みの中で処理することが可能となる。

(注) 上記のほか、担保権の目的である財産が第三者に帰属する場合の規定も設けられている(同4条4項)。

5. 施行期日など

資金決済法等改正法案の主要部分は、公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日から施行することが予定されている（資金決済法等改正法案附則1条）。

なお、施行後5年を目途として、改正後の各法律の施行状況等を勘案して、必要があると認められるときは、さらなる見直しを行うことも定められている（同附則32条）。